

第18章 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、町が実施する食料、飲料水及び生活必需品等(以下「食料等」という。)の備蓄及び調達並びに応急復旧に有用な資機材等の備えについて定める。

2. 基本的な考え方

- (1) 町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の調達体制を整備する。
- (2) 町は、町民が各家庭や職場で平時から食料等を備蓄するよう、自主防災組織等を通じて啓発するとともに、町及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の確保に努める。
- (3) 町は、町民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、流通備蓄に努める。この際、要配慮者に考慮する。
- (4) 町は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。
- (5) 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急復旧活動時に有用な資機材、町内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努め、不足が懸念される場合は、関係機関や民間事業者との連携に努める。

3. 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

① 品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。なお、配食にあたっては、管理栄養士の活用を図るものとする。

(ア) 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用調製粉乳等の主食

(イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

② 方法

町は、3の(3)及び(4)により流通備蓄の確保に努めるとともに、食料の供給体制を整備する。

(2) 飲料水

① 町は、町民等自らが1人1日3リットルの水を備蓄するよう、町民に周知するとともに、鶴岡市水道部が「鶴岡市水道部災害対策マニュアル(初動動員体制)」及び「鶴岡市水道部災害対策要綱」をもとに実施する給水に必要な体制を支援する。

② 町及び鶴岡市水道部は、情報の共有化に努める。

(3) 生活必需品

① 品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

② 方法

町は、3の(3)及び(4)により又は流通備蓄の確保に努めるとともに、災害時要援護者の状況及び避難所の配置を考慮する。

(4) 燃料

① 品目

ガソリンや灯油等の燃料を確保する。

② 方法

災害時における石油の安定供給を確保するため、関係機関や民間事業者と協定を締結するなど体制の構え等に努める。

区 分	品目例(特に重要な品目)
寝具	毛布、ダンボール等ほか
外衣・肌着	下着ほか
身の回り品	タオルほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベほか
トイレ	簡易トイレほか
季節用品	(冬期)防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期)扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか